

鳥取県西部広域市町村圏計画の見直しについて【方針】

1 方針

令和 8 年度までを計画期間とする「第 2 次鳥取県西部広域市町村圏計画（基本計画・実施計画）」（以下、「圏計画」という。）は、次期改定をせず終了（廃止）する。

今後は、今後 10 年間の財政推計である「実施計画」に代わるものとして、「中期財政見通し」を作成し、組合の今後の事業計画等に基づく財政計画として位置付けるとともに、構成市町村に対して負担金の見通しを示すこととする。

2 圏計画の経緯

本圏域は、昭和 46 年 7 月に「鳥取県西部広域市町村圏」の圏域設定を受けたことにより、鳥取県西部広域行政管理組合を設立し、昭和 47 年に広域市町村圏計画を策定して広域かつ総合的な行政の推進を図ってきた。

また、平成 7 年 10 月には、国の「ふるさと市町村圏」の選定を受け、更なる創造的・一体的な振興整備を進めてきたが、国は、平成 21 年 3 月末に「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」を廃止し、今後の広域施策は、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議による取組とすることとした。

これらの状況を受け、本組合では、西部圏域の振興整備を目的とした独自の計画を策定することとし、平成 24 年 2 月に「鳥取県西部広域市町村圏計画」を策定し、現在に至っている。

※鳥取県東部広域行政管理組合は、同様の計画を作成していない。

※鳥取中部ふるさと広域連合は、広域連合の制度として「広域計画」を作成。

3 圏計画の概要

将来的な組合の事務事業の見通しを明らかにし、組合の共同処理事務の指針となるもの。

(1) 計画期間

平成 29 年度から令和 8 年度（10 年間） ※令和 3 年度に中間見直し

(2) 構成及び現状と課題

	概要	現状と課題
基本計画	共同処理事務の中長期的な見通しを示すもの。	- 各事務について、より効率的な事業実施のための長期的な見通しを立てるのが難しい。 - 課題等への対応、事業見直し等の具体的な取組は、行革大綱や各事業の個別計画、市町村との協議により実施している。
実施計画	基本計画に掲げる施策について、今後 10 年間の事業計画をローリング方式により毎年度更新することで、構成市町村の負担の見通しを示すもの。	- 今後 10 年間の財政推計（市町村負担金）の提示が主目的になっている。 - 毎年度の実績報告が、組合決算の内容と重複している。

4 今後の取組

圏計画廃止後は、次の取組により共同処理事務を進める。

(1) 中長期的な取組

- ・各共同処理事務に係る課題、効率化等の取組は、行財政改革大綱において実施する。
- ・各事業の整備、管理運営等は、各事業の個別計画で進捗管理を行う。
※個別計画の例：個別施設計画、消防力等整備 5 か年計画

(2) 財政見通しの提示

- ・「実施計画」に代え「中期財政見通し」を作成し、本組合の今後の事業計画等に基づく財政計画として位置付けるとともに、構成市町村に対し今後 10 年間の負担金の見通しを提示する。
※提示時期：毎年度 11 月議会定例会 予算審査特別委員会

5 事務手続き及びスケジュール

(1) 構成市町村及び組合議会への説明

8 月組合議会臨時会において説明することを念頭に事務を進める。

(2) 組合規約の変更

圏計画の策定等は、組合規約の共同処理事務として規定されているため、組合規約の変更手続きが必要となる。規約変更には構成市町村議会の議決が必要なため、構成市町村及び議会に協力を依頼し手続きを行う。

(3) スケジュール（案）

	組合	構成市町村
令和 8 年 8 月	・ 組合議会臨時会 ・ 方針説明	
9 月～	□ 圏計画廃止 ・ 鳥取県と規約変更に係る事前協議	規約変更に伴う事務を依頼 ・ 規約改正(案)を提示
10 月～	□ 中期財政見通し(案) ・ 構成市町村に提示・説明 ・ 企画担当課長会議 ・ 正副管理者会議	(議会への議案上程準備)
11 月	・ 組合議会定例会 ・ 中期財政見通しの提示 ※実施計画の R7 年度実績報告は行う	
12 月		市町村議会 ・ 規約変更議案を上程・議決
令和 9 年 1 月	鳥取県に規約変更の許可申請 → 許可	
2 月	正副管理者会議 報告	

【参考】

鳥取県西部広域行政管理組合規約【抄】 （昭和 47 年 6 月 1 日）許可

（組合の名称）

第 1 条 この組合は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する市町村）

第 2 条 組合は、次の市町村をもつて組織する。

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、別表に掲げる事務を共同処理する。

別表(第 3 条関係)

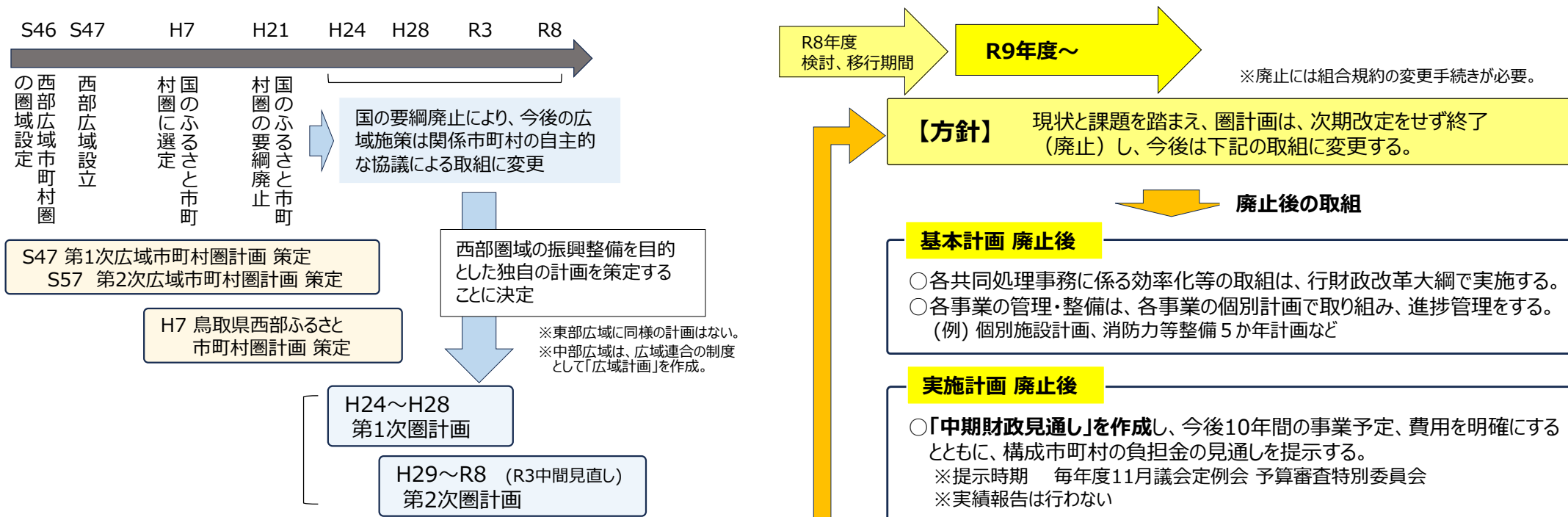
- 1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。
- 2 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- 3 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）に関すること。
- 4 病院群輪番制病院に関すること。
- 5 火葬場の設置及び管理運営に関すること(境港市に係るものを除く。)
- 6 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること。
- 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及び判定に関すること。
- 8 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること(境港市、日南町、日野町及び江府町に係るものを除く。)
- 9 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること。
- 10 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 11 年鳥取県条例第 35 号)第 2 条の規定により関係市町村が処理することとされた次に掲げる事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を鳥取県から収受する事務
 - (1) 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)に基づく事務
 - (2) 火薬類取締法施行令(昭和 25 年政令第 323 号)に基づく事務
 - (3) 火薬類取締法施行規則(昭和 25 年通商産業省令第 88 号)に基づく事務
 - (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に基づく事務

鳥取県西部広域市町村圏計画の見直し【方針】 概要版

方 針

令和 8 年度までを計画期間とする「第 2 次鳥取県西部広域市町村圏計画（基本計画・実施計画）」（以下、「圏計画」という。）を廃止し、今後10年間の財政推計である「実施計画」に代え、「中期財政見通し」を作成することで、今後の事業計画等に基づく財政計画として位置付けるとともに、構成市町村の負担の見通しを示す。

圏計画の経緯及び見直しの概要



圏計画の概要

将来的な組合の事務事業の見通しを明らかにし、組合の共同処理事務の指針となるもの

基本計画

共同処理事務の課題の解決に向け、中長期的な方向性や方針、施策を示す。

実施計画

基本計画の施策について、毎年、ローリング方式により、今後の具体的な事業予定や費用を踏まえ、構成市町村の負担を示す。

【現状と課題】

- ・各事務について、より効率的な事業実施のための長期的な見通しを立てるのが難しい。
- ・課題等への対応、事業見直し等の具体的な取組は、行革大綱や各事業の個別計画、市町村との協議により実施している。
- ・今後10年間の財政推計（市町村負担金）の提示が、主目的になっている。
- ・毎年度の実績報告が、組合決算の内容と重複している。